

農事組合法人から株式会社への組織変更について

平成28年4月
農林水産省

農事組合法人から株式会社への組織変更

農事組合法人から株式会社への組織変更は、農業協同組合法に基づき、簡易に行うことができます。

組織変更計画の作成

株式会社として定める必要がある事項(取締役や株式の割当、効力発生日など)の案を作成する。

総会招集の通知

2週間以降

(法第73条の3第3項)

総 会

総組合員の2/3以上の賛成により、組織変更計画の決議を行う。

- ・債権者の異議申立手続き(法第73条の3第6項で準用する法第49条、第50条第1項・第2項)
- ・反対組合員の持分払戻請求(組織変更の議決の日から20日以内)(法第73条の4)

(効力発生日)株式会社に組織変更

2週間以内

(法第73条の3第4項第10号、第73条の8)

登 記

農事組合法人の解散と株式会社の設立の登記を行う。

(法第73条の9、組合等登記令第26条第5項)

組織変更の行政庁への届出

(法第73条の10) (遅滞なく)

法人形態の選択について

農業を行う法人には株式会社、農事組合法人などがありますが、法人によっては、事業に制限があることがあります。

法人を設立する際には、法人形態ごとの性質を理解して、最も望ましい形態を選ぶことが大切です。

<農事組合法人>

- ① 次のような事業は認められません(※1)。
 - ・ ガレキや木くずなど産業廃棄物を回収し、処理を行うもの
 - ・ 広く外部から仕入れた食材を用いて、レストラン(※2)や民宿を行うもの
 - ・ 冬場に大規模に地域の除雪作業を受託するもの
 - ・ 土地を買い集めて太陽光パネルを設置し、太陽光発電事業(売電)を行うもの
- ② 組合員である農業者(個人に限る。)は、3人以上でなければなりません。
- ③ 農業の経営を行う農事組合法人については、その事業に従事する者の1/3以上は組合員(又は組合員の同一世帯者)でなければなりません。

※1 農事組合法人の事業に附帯する小規模なものなどについては、行える場合があります。

※2 レストランについては、自らが生産した農産物の加工や販売の一環として小規模に行うものは認められます。

<株式会社>

農事組合法人のような事業範囲、社員・従業員に関する制限はありません。

株式会社と農事組合法人の違い

	株式会社	農事組合法人	
根拠法	会社法(一般企業と同じ法人格)	農業協同組合法	
議決権	原則1株1議決権 (1人1議決権とすることも可)	1人1議決権	
構成員	制限なし(1人以上)	農民3人以上で構成 (農民のほか、農業協同組合法で定める者も組合員とすることが可能)	
役員制度	取締役1人以上(必須)、監査役1人以上(原則任意)	理事1名以上(必須)、監事1人以上(任意) (理事は農民である組合員に限る。)	
雇用者の範囲	制限なし	組合員(同一世帯の家族を含む。)外の常時従事者は、常時従事者総数の3分の2以内に制限	
事業規制	制限なし	農業(関連する農産物の加工などを含む。)に限定	
配当の方法	出資配当	出資配当(年7%を上限)、利用分量配当、従事分量配当	
農地の所有(※1)	可能(全株式の譲渡制限があるものに限る。)	可能	
税制 (法人税 ※2)	所得年800万円超部分 23.9% 年800万円以下部分(※4) 19% (15%※5)	【確定給与制のとき(※3)】 同左	【左以外(従事分量配当)のとき】 19% (所得年800万円以下部分 15%※5)

※1 別途、農業生産法人である必要がある。要件は、①主たる事業が農業であり、②農業関係者が原則として総議決権の4分の3以上を占め、③役員の上半が農業従事者であること、等である。

※2 税率は、法人税の本則税率である。

※3 農業経営を行う農事組合法人であって、その事業に従事する組合員に対し給与を支給するものは、株式会社と同じ税率となる。

※4 資本金1億円以下の場合に限り適用。

※5 中小企業者等の法人税率の特例として、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで措置。

経営の拡大に応じた法人形態の見直し

農事組合法人は、農業生産行程の一部の共同化や小規模な農業経営を行うことのできる簡便な協同組織として設けられた制度であり、株式会社と比べると経営の拡大が難しい面があります。

このため、法人の事業の成長・発展に応じて法人形態を見直し、株式会社への組織変更などができることとされています。

<事業拡大の例>

- ・広く外部から仕入れた食材を用いて、レストランや民宿を行う。
- ・冬場に大規模に地域の除雪を受託する。
- ・土地を買い集めて太陽光パネルを設置し、太陽光発電事業(売電)を行う。 等

株式会社(※)

農事組合法人

<代表的な制限>

- ①事業制限により農業以外の事業ができない。
- ②組合員要件(農民3人以上)あり。
- ③組合員以外の常時従事者数制限あり。

※ 株式会社であっても、農地を所有する場合(農地所有適格法人)は、一定の事業制限があることに留意すること。

組合員の2倍まで

従業員数

事業種類

農業

法人形態選択のポイント① 農事組合法人が行える事業(事業制限)

農事組合法人には、行える事業に制限があります。農事組合法人が事業として行えないものを行うには、株式会社への組織変更が必要です。

農業への関連度

事業として
行えるもの

- ①農業に係る共同利用施設の設置・利用、農作業の共同化
例:ライスセンターやトラクターなどの設置・利用
共同田植・収穫
- ②農業の経営

事業として
行えないもの

(例)
産業廃棄物の処理
レストラン・民宿
太陽光発電(売電) 等

※ 農事組合法人の事業に附帯する小規模なものについては、行える場合があります。

なお、レストランについては、自らが生産した農産物の加工や販売の一環として小規模に行うものは認められます。

法人形態選択のポイント② 農事組合法人の組合員・従事者制限

農事組合法人には、組合員や常時従事者に制限があります。

1 組合員の制限

組合員は、次の要件を満たす者のうち定款で定める者でなくてはなりません。なお、①の組合員が、3人未満の状態が6か月以上続いた時点で法人は法定解散となります。

- ① 農民(自ら農業を営み、又は農業に常時する者)
 - ② 農業協同組合
 - ③ 農事組合法人に現物出資した農地中間管理機構
 - ④ 法人から継続してその事業に係る物資の供給や役務の提供を受けている個人
 - ⑤ 特許に係る契約締結などにより法人の事業を円滑にしていると認められる者
 - ⑥ ①でなくなった者や①の組合員が死亡したときのその相続人
- 【組合員とみなされる者】
総組合員数の
1/3まで

2 常時従事者の制限

農業の経営を行う農事組合法人については、その事業に常時従事する者の1/3以上は組合員(又は組合員の同一世帯者)でなければなりません。



※ この場合、組合員と組合員の同一世帯者の合計は4人なので、常時従事者の合計は12人以内である必要がある。

法人形態選択の見直しのタイミング

農事組合法人が法人形態選択の見直しをするタイミングとして、次のようなものが考えられます。法人の実態に合わせて、定期的に確認するようにしておくといでしょう。

1 定期的な確認

○ 通常総会開催のとき

農事組合法人は、少なくとも毎年1回通常総会を開催し、毎事業年度の事業計画を設定します。この際、今後の事業計画に照らして、株式会社への組織変更が妥当かどうか確認します。

2 事業内容や組織体制の変更による確認

○ 新しい事業の検討を始めたとき

新しい事業を始めようとするときは、農事組合法人として行える事業であるか検証し、株式会社への組織変更が必要ないか確認します。

○ 組合員の変更があったとき

農事組合法人からの脱退などにより組合員の変更があったときは、農事組合法人の組合員要件を満たしているか検証し、株式会社への組織変更が必要ないか確認します。

○ 従業員が増加したとき

加工所の新設などにより従業員が増加したときは、農事組合法人の常時従事者の要件を満たしているか検証し、株式会社への組織変更が必要ないか確認します。